

# 日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要

## I 日米貿易協定

### 1 概要

- 世界のGDPの約3割（25.5兆ドル）を占める日米両国（人口約4.5億人）間の貿易協定。  
※TPP11+日EU・EPA+日米  
世界のGDPの約59%（50.3兆ドル）、人口13.4億人
- 両国の国内手続完了通知後、30日（または別途合意する日）で発効。終了は通告後4か月。
- 通常の経済連携協定にある、紛争処理の規定は設けない。

### 2 農林水産品

<日本側>

#### 概要

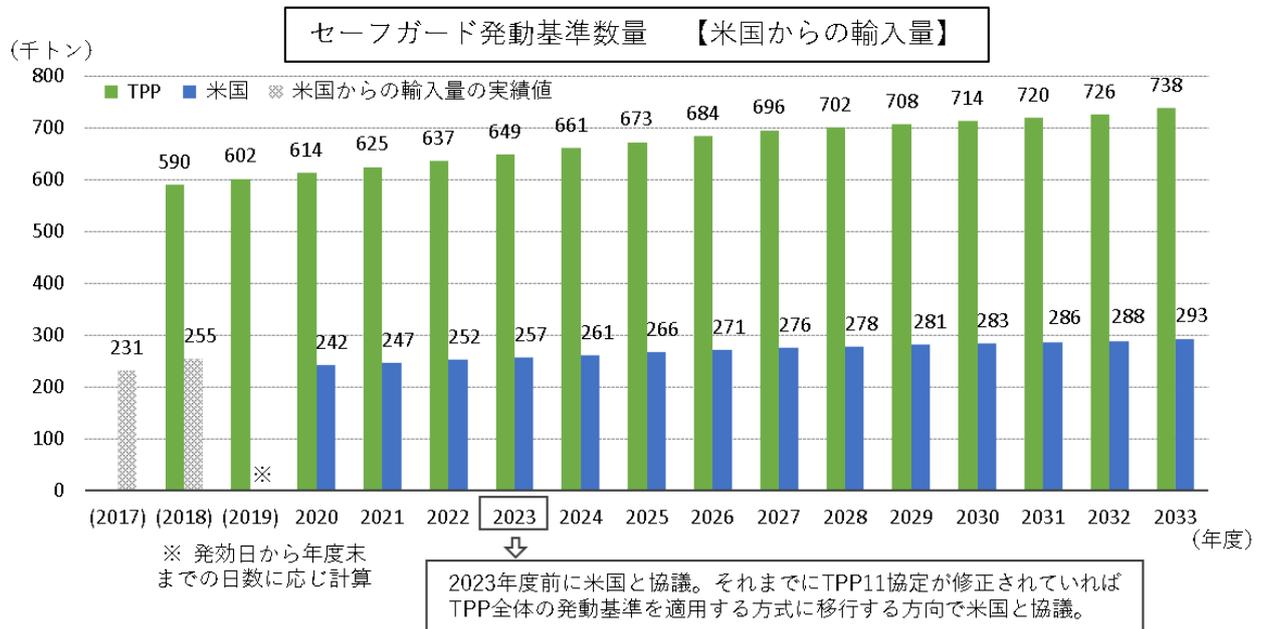
- 農林水産品に係る日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。
- コメは除外。
- TPPにおいてTPPワイドの関税割当枠数量が設定されている33品目（脱脂粉乳・バター等）について、新たな米国枠は設けない。
- 上記以外にも、輸入実績がない品目のほか、全ての林産品・水産品など幅広い品目について、譲許せず。
- それ以外の譲許品目は、TPPと同内容。発効時から、TPP11締約国と同じ税率を適用。

## コメ

- 米粒（粳、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含めたコメ関係はすべて除外。

## 牛肉

- 関税削減はTPPと同内容。
- セーフガード発動基準数量は、2020年度24万2千t（米国の2018年度実績25万5千tを下回る）、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加。（2033年度で29万3千t）
- 2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11締約国からの輸入を合計して、TPP全体の発動基準数量を適用する方式に移行する方向で協議することに日米間で合意。



## **豚肉、小麦、乳製品**

- 関税削減・撤廃はＴＰＰと同内容。
- 脱脂粉乳・バターはＴＰＰワイドの関税割当品目のため、米国枠を設けず。なお、脱脂粉乳については、既存のＷＴＯ枠内に、高いたんぱく質含有率を有するものに関する枠を５千ｔ（生乳換算）設定する予定。

## **砂糖関係**

- 粗糖・精製糖のほか、砂糖と競合する加糖調製品や砂糖菓子（チョコレート菓子等）は譲許せず。

## **酒類**

- ワインについての関税撤廃は、ＴＰＰと同内容。他の酒類（清酒、焼酎等）は譲許せず。
- 米国は、米国におけるワイン・蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続、日本産酒類の１０表示（国税庁長官が指定した地理的表示）の保護に向けた検討手続、酒類のラベルの承認のための手続の簡素化、米国市場における日本の焼酎の取扱いのレビューを約束。

※ 農産品について、米国との将来の再協議規定あり。

### <米国側>

- 米国向けの牛肉について、現行の日本枠２００ｔと複数国枠を合体。「複数国枠」６５，００５ｔへのアクセスを確保。
- 日本からの輸出関心が高い米国農産品４２品目の関税撤廃・削減（醤油、ながいも、柿、メロン、切り花、盆栽等）。

### 3 工業品

#### <米国側>

##### (1) 自動車・自動車部品

- 自動車・自動車部品については、米国附属書に「関税の撤廃に関して更に交渉」と明記。(自動車・自動車部品に係る具体的な関税撤廃期間や原産地規則は本協定で規定せず。)

※通商拡大法232条の扱いについては、「両国は、両協定の誠実な履行がなされている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認。数量制限、輸出自主規制等の措置を課すことはない旨は閣僚間で確認。

##### (2) その他の工業品

- 日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、工業品（産業機械、化学品、鉄鋼製品等）の関税を撤廃、削減。

#### <日本側>

- 有税工業品は譲許せず。

## Ⅱ 日米デジタル貿易協定

### 1 意義

- 日本と米国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進する。
- デジタル貿易の促進により、日米両国の経済的な結びつきがより強固なものとなり、ひいては、日米の貿易を安定的に拡大させる。
- 本協定は、デジタル貿易の分野に関するハイレベルなルールを示すものであり、両国は引き続き、同分野での国際的なルール作りに主導的な役割を果たしていく。

### 2 概要

本協定には、具体的には以下の内容が規定されている。

- いずれの締約国も、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。
- 一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。
- 締約国は、電子署名が電子的形式によるものであることのみを理由に法的な有効性を否定してはならない。
- いずれの締約国も、対象者の事業のために行われる場合には、公共政策の正当な目的のための措置を除いて、情報の電子的手段による国境を越える移転を禁止又は制限してはならない。
- いずれの締約国も、自国の領域で事業を行うための条件として、対象者に対し、自国内でのコンピュータ関連設備の利用・設置を要求してはならない。金融サービスについては、金融当局による規制や監督のためのアクセスが認められる限りにおいて同様。

- 各締約国は、オンライン上で、消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的な商業活動を禁止するため、消費者保護に関する法令を制定し、又は維持する。
- 各締約国は、個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。
- 各締約国は、迷惑メールの受信防止等の措置を採用し、又は維持する。
- 一方の締約国は、自国における輸入・販売等の条件として、ソフトウェアのソースコードやアルゴリズムの移転等を要求してはならない。但し、規制機関や司法当局の措置については、例外がある。
- SNS等の双方向コンピュータサービスについて、情報流通等に関連する損害の責任を決定するにあたって、提供者等を情報の発信主体として取り扱う措置を採用し、または維持してはならないこと等を規定する。
- いずれの締約国も、暗号を使用する情報通信技術製品の販売や輸入の条件として、製造者に対して、暗号法に関する情報の移転等を要求してはならない。
- その他、一般的例外、安全保障のための例外を規定。信用秩序の維持のための措置等については本協定を適用しないことを規定する。
- 両締約国の国内手続完了通知後、30日（又は別途合意する日）で効力を生ずる。通告後4か月で終了する。